

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第504回）

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）・・・・・・・・	1
No. 2	奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿・・・	26
No. 3	関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋・・・・・・・・・・	27
No. 4	「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」・・・・・・・・	28
	日本労働組合総連合会 奈良県連合会	
No. 5	「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」・・・・・・・・	30
	一般社団法人 奈良経済産業協会	
No. 6	「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」・・・・・・・・・・	34
	奈良県労働組合連合会	
No. 7	最低賃金と生活保護との整合性について・・・・・・・・・・	36

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断D Iを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断D Iは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額が目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

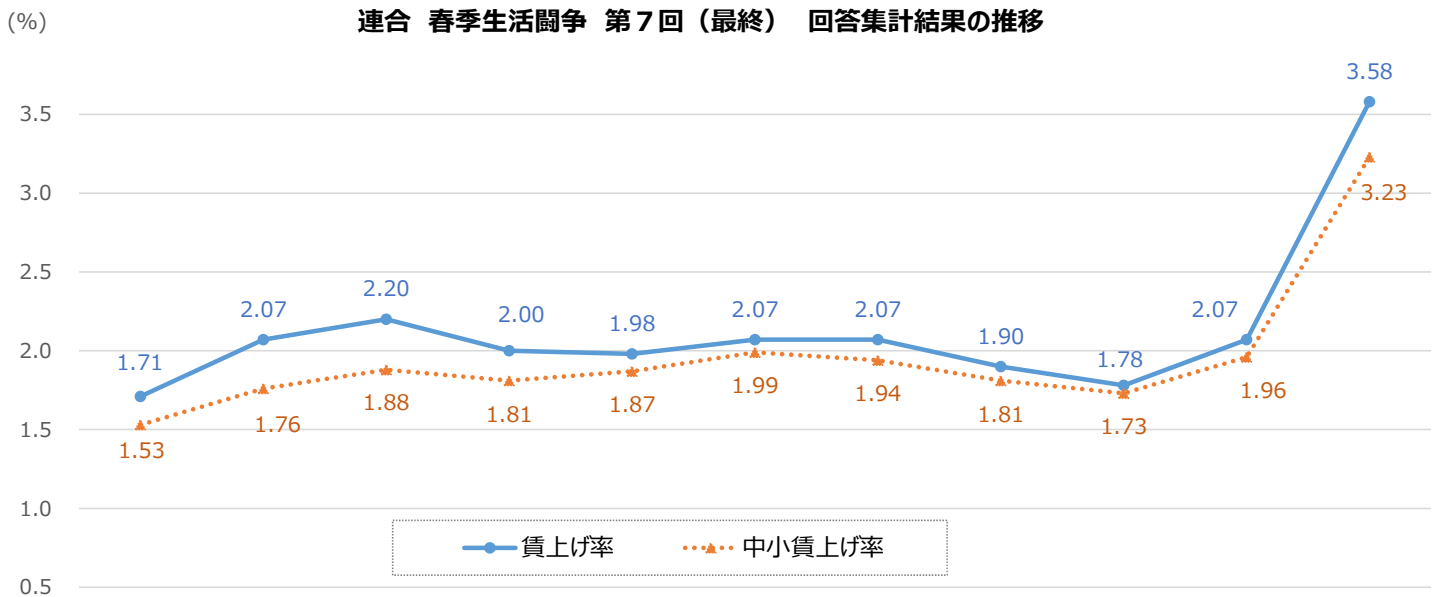
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

参考資料

連合 春季賃上げ妥結状況

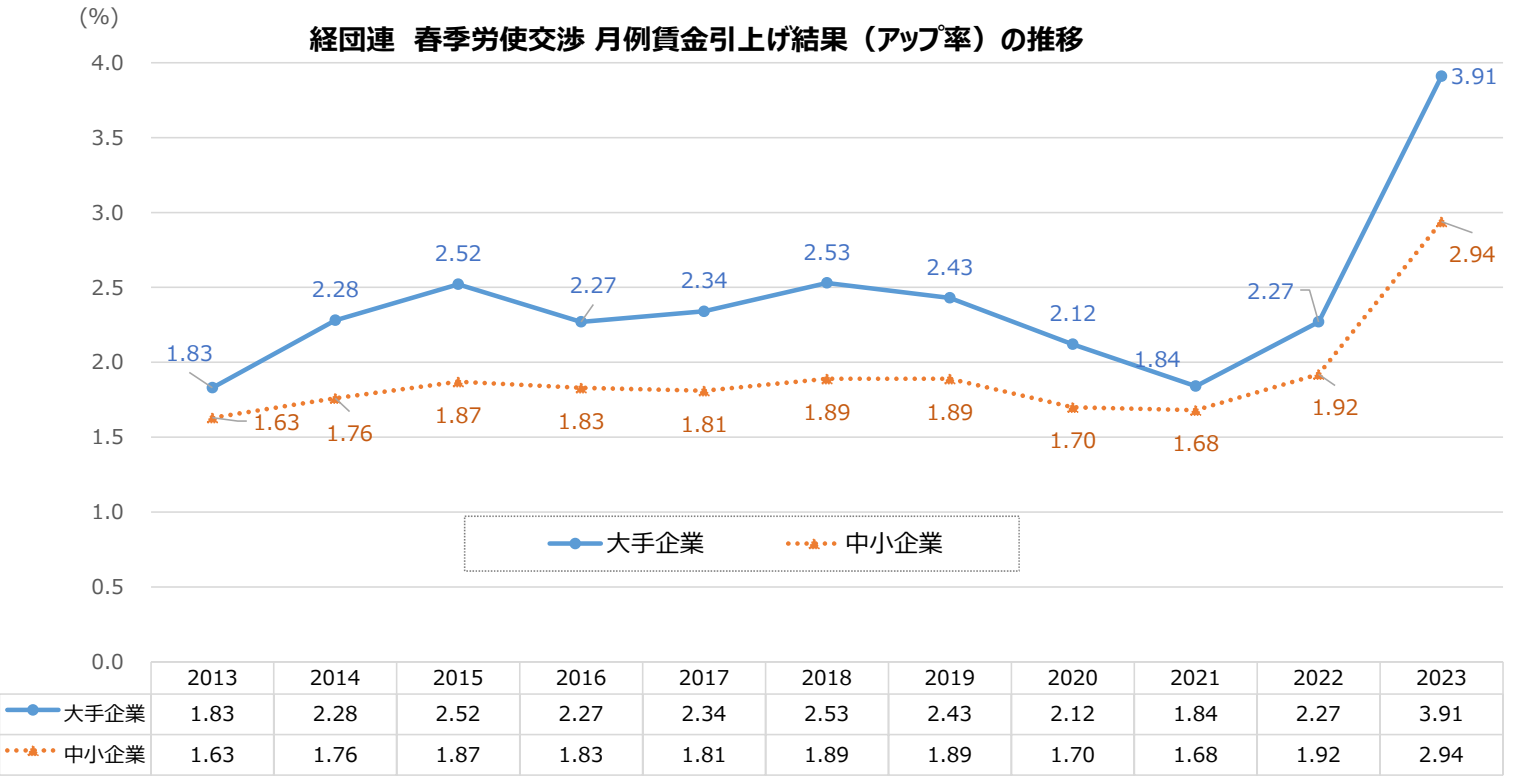
○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

		(円、%)																																														
性 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率								
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年								
男 女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3															
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2															
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9															
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3															
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6															
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2															
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5															
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1															
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1															
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7															
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4															
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8															

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)																																	
就業 形態 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

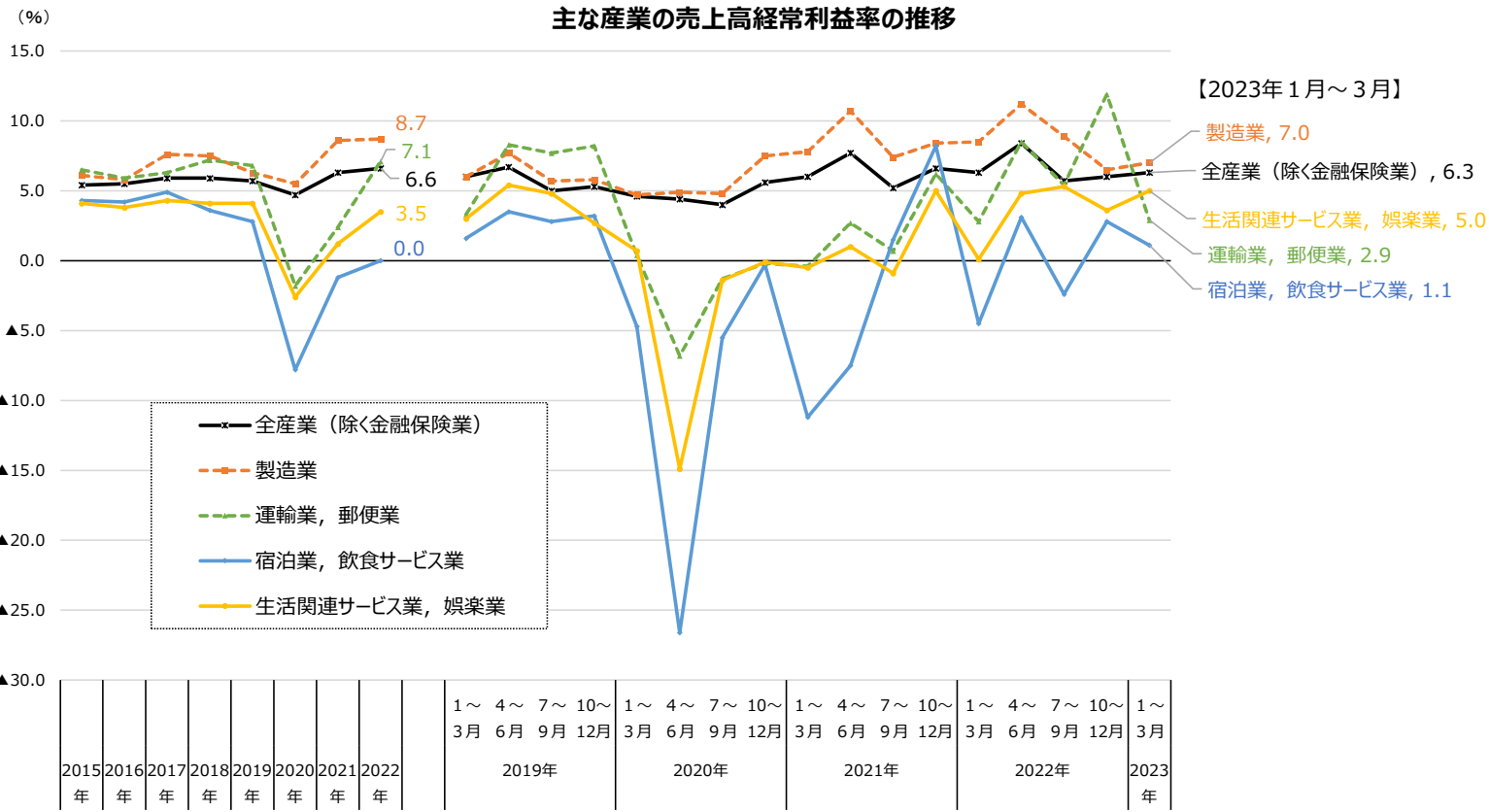
賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)																																							
性	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業					宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）			
就業 形態	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率			1時間当たり 賃金額		賃金上昇率			1時間当たり 賃金額		賃金上昇率			1時間当たり 賃金額		賃金上昇率			1時間当たり 賃金額		賃金上昇率			1時間当たり 賃金額		賃金上昇率			1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年						
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6						
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9						
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0						
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5						
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7						
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7						
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3						
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4						
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6						
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,065	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3						
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7						
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6						
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5						
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9						
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2						
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4						
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4						
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1						
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4						
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8						

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



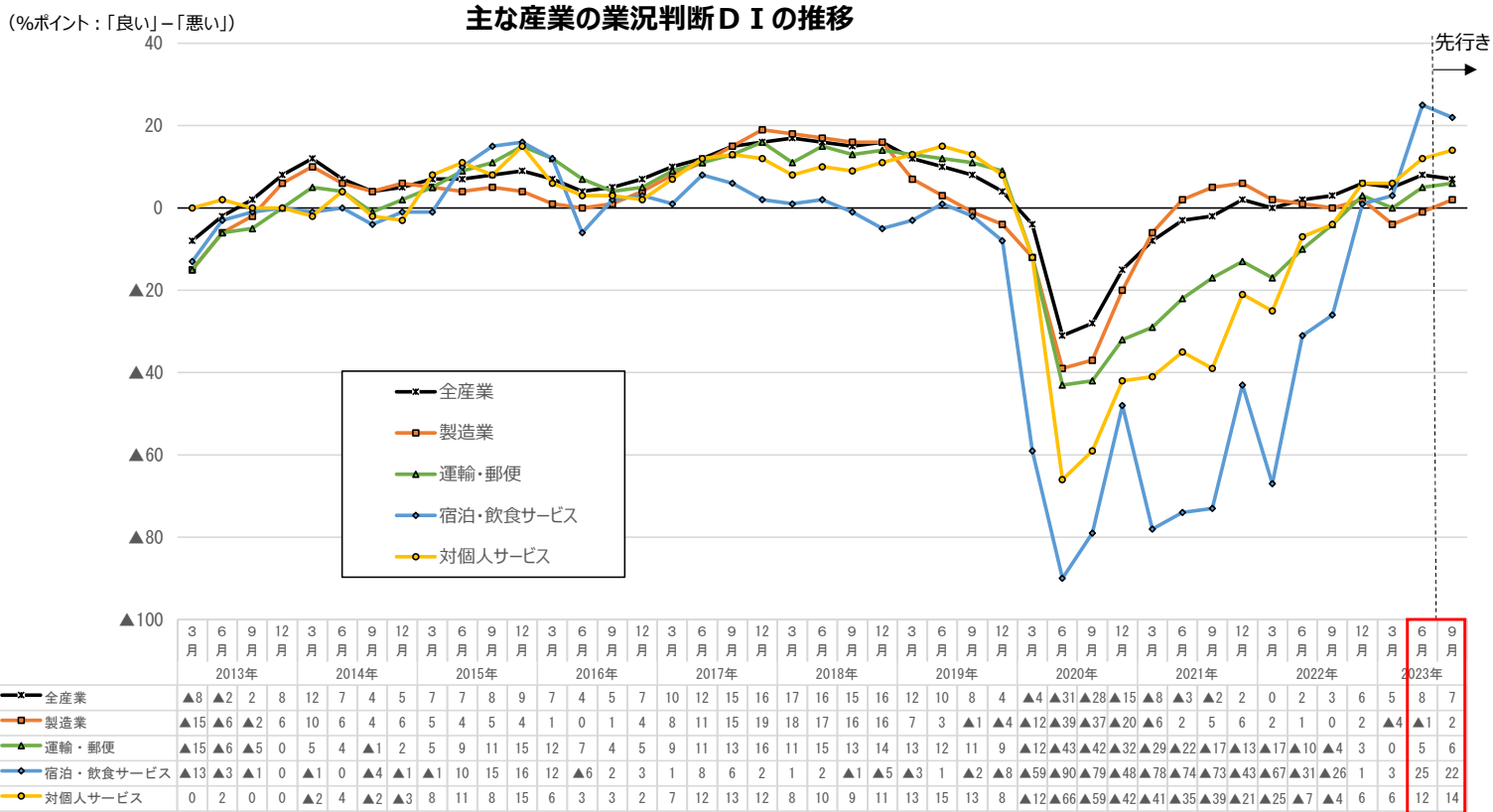
（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注） 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位：%)	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019年					2020年					2021年					2022年					202 年
							1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月				
産業（除く金融保険業）	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注） 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。



(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関および経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。
3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

中小企業景況調査による業況判断DIの推移

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金３億円以下又は従業員３００人以下
卸売業：資本金１億円以下又は従業員１００人以下
小売業：資本金５千万円以下又は従業員５０人以下
サービス業：資本金５千万円以下又は従業員１００人以下

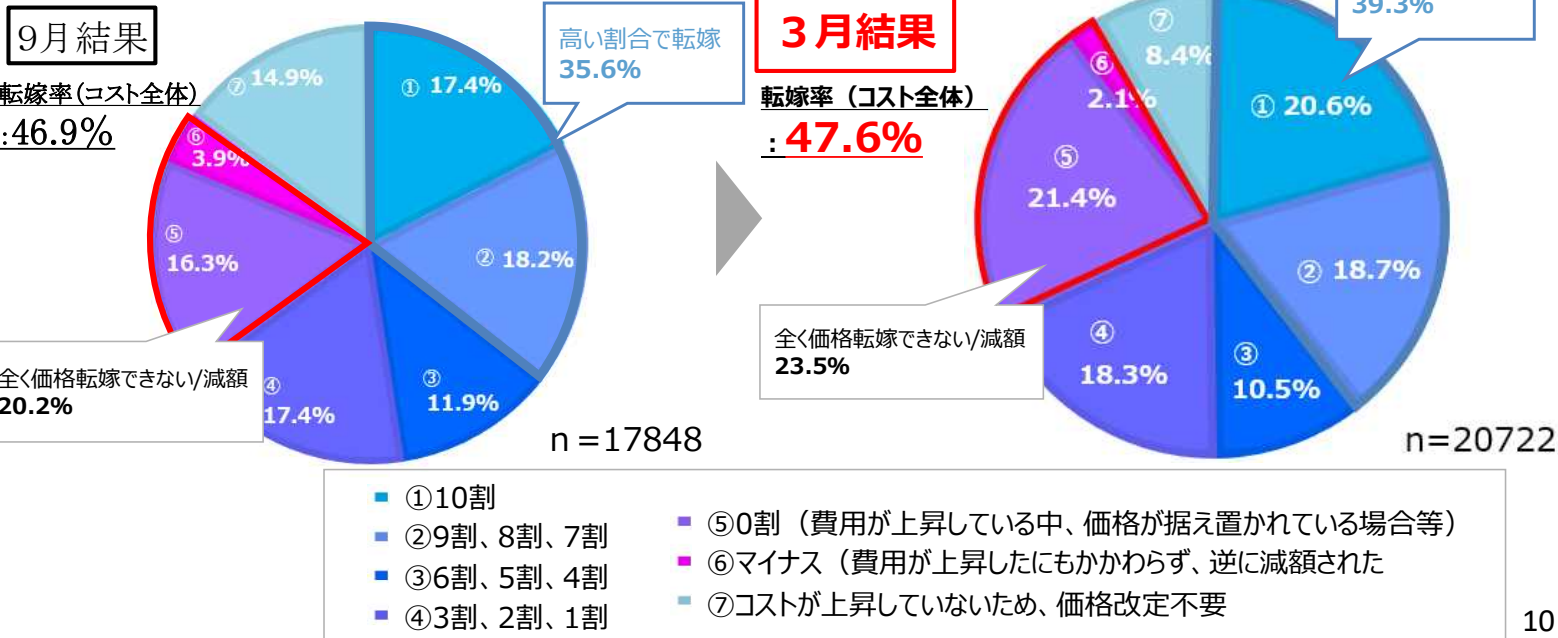
2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

価格転嫁の状況① 【コスト全般】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間
(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した価格転嫁率は**47.6%**、前回（9月：46.9%）に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できた回答**（①・②）が**増加**（35.6%→39.3%）し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない**（⑤）**+減額された**（⑥）」割合も**増加**（20.2%→23.5%）しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定（値上げ）不要**」の割合（⑦）は**減少**（14.9%→8.4%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

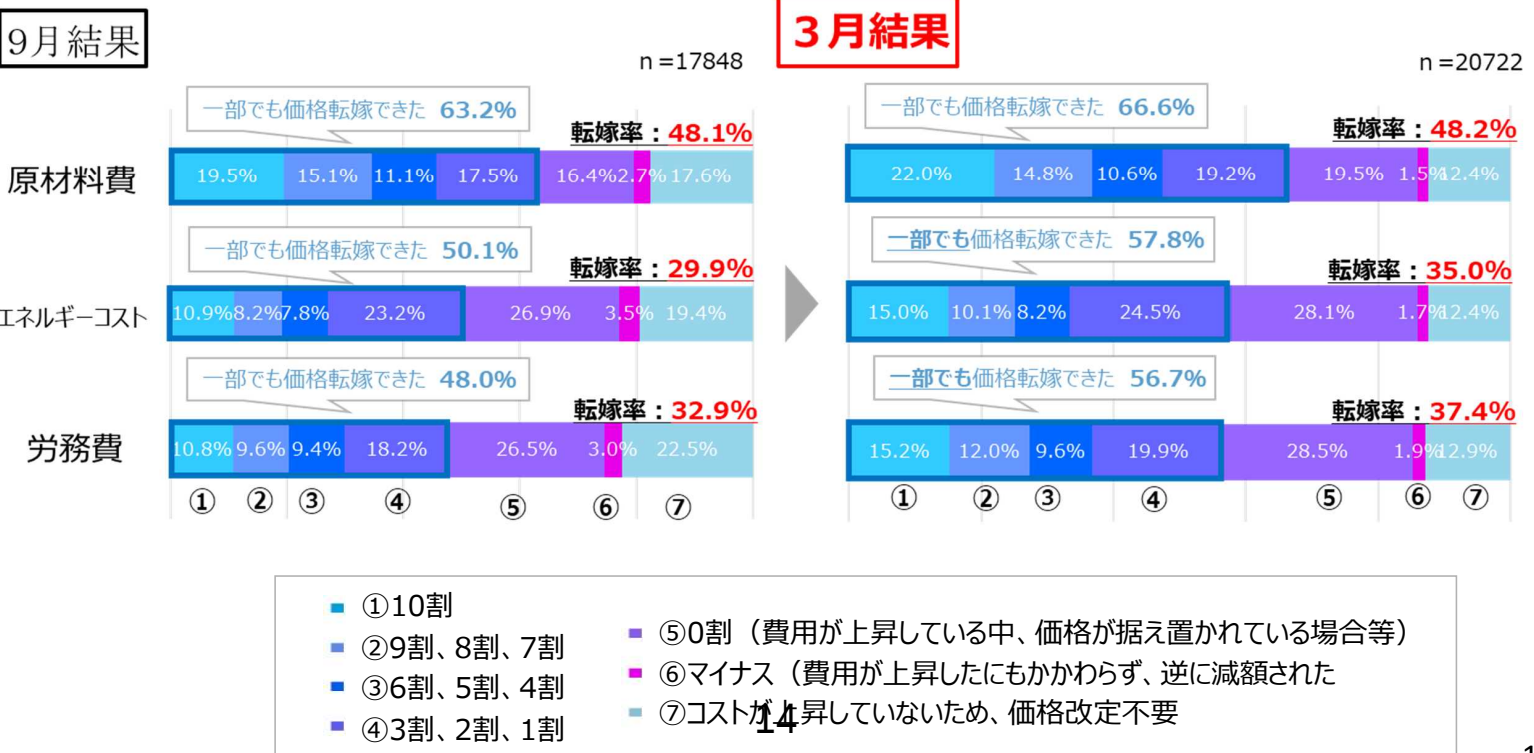
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間
(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

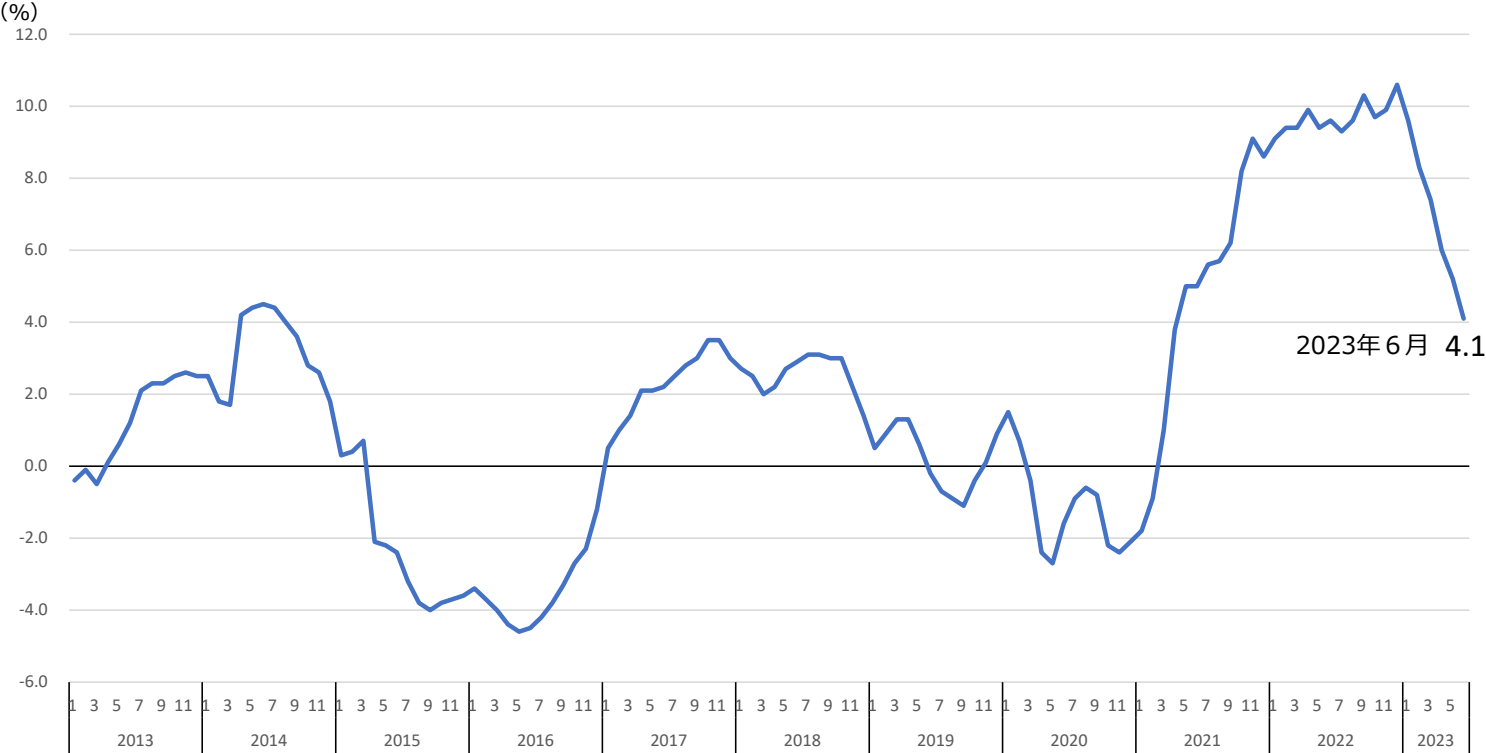
- エネルギーコスト、労務費の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加（+約8ポイント）。但し、原材料費の転嫁率よりは**約1割、低い水準**。
- 原材料費の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが（63.2%→66.6%）、「転嫁0割」も増加し（16.4%→19.5%）、**全体としては横ばい**。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2023年6月は速報値。

法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位: 万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

年・月		令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	B ランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	C ランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

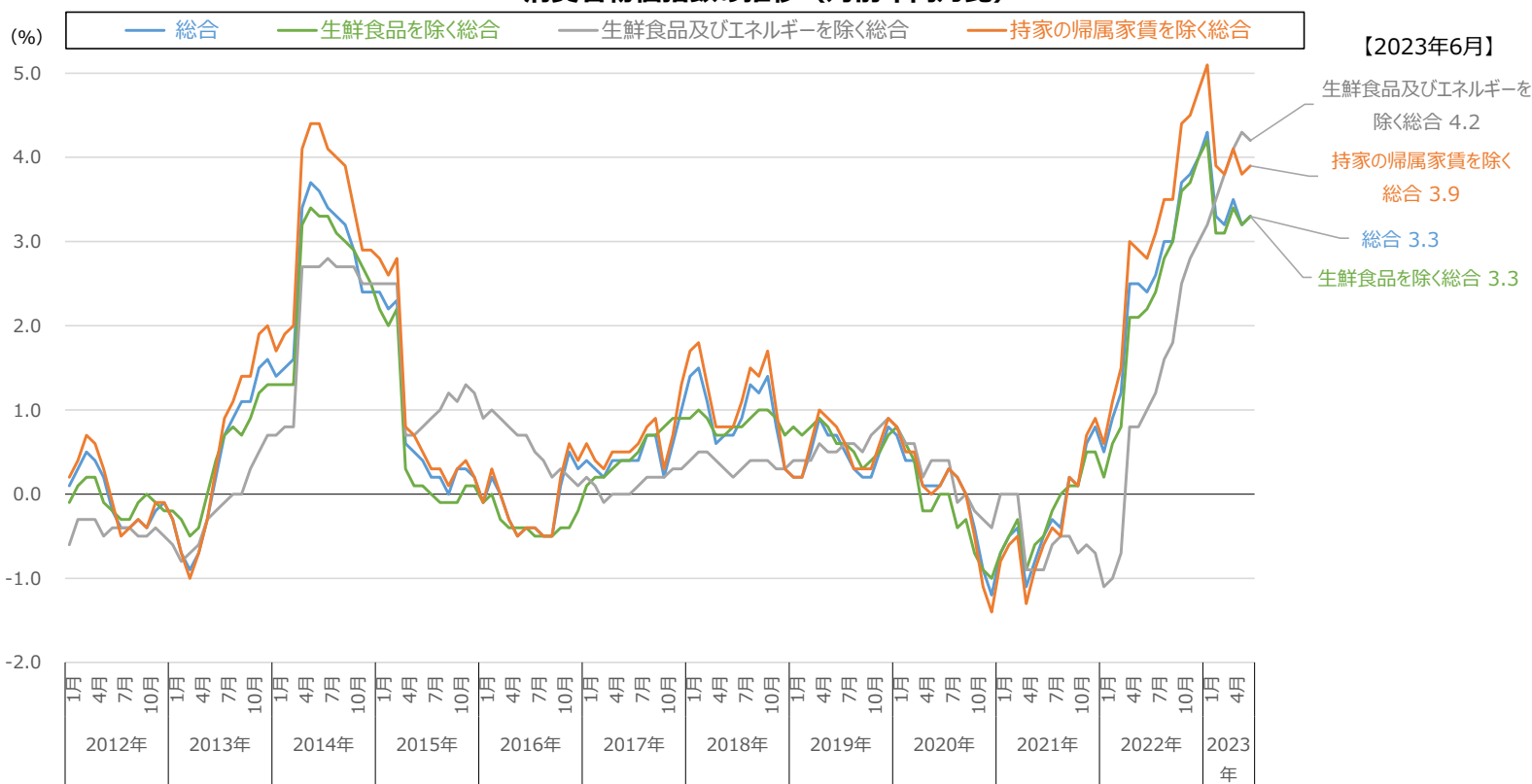
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

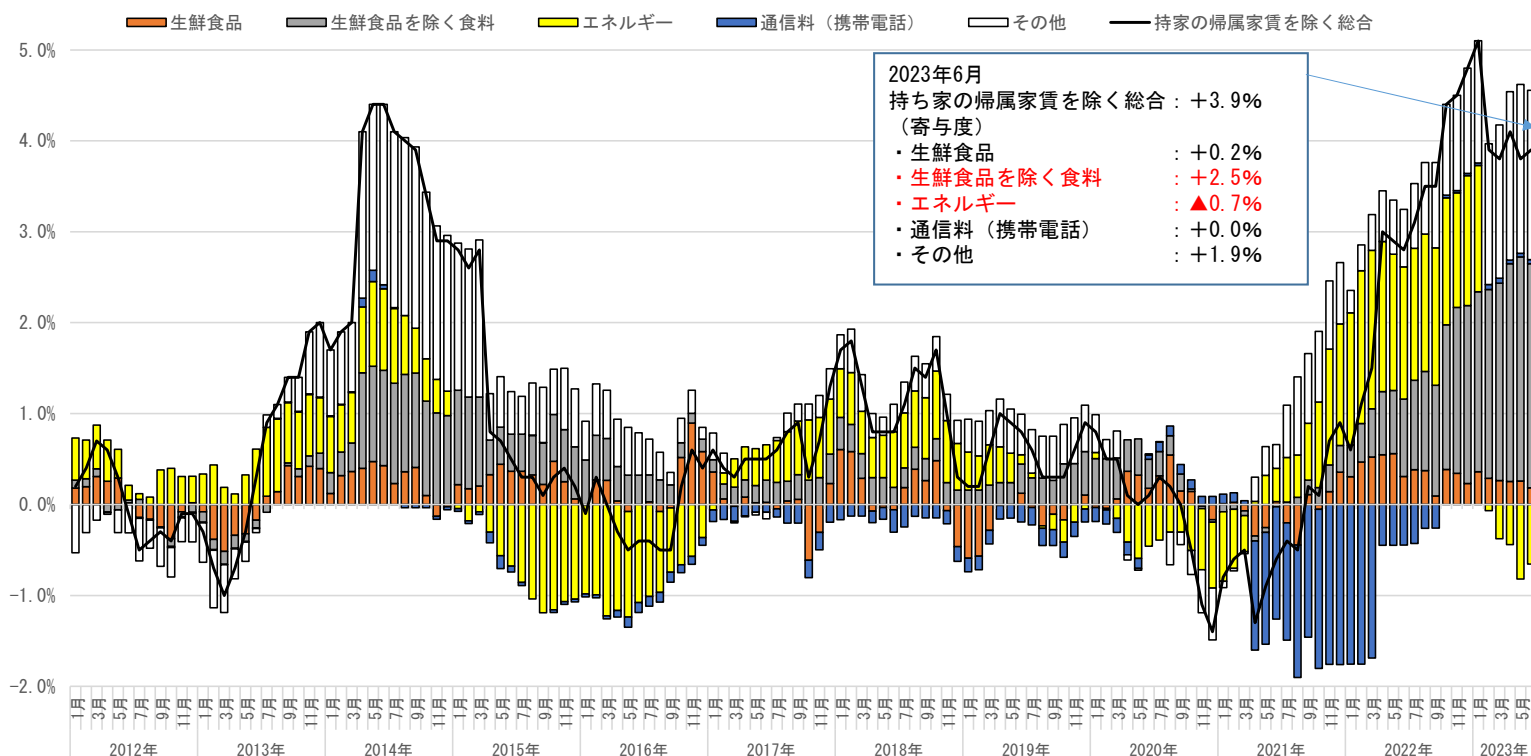
(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

16

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

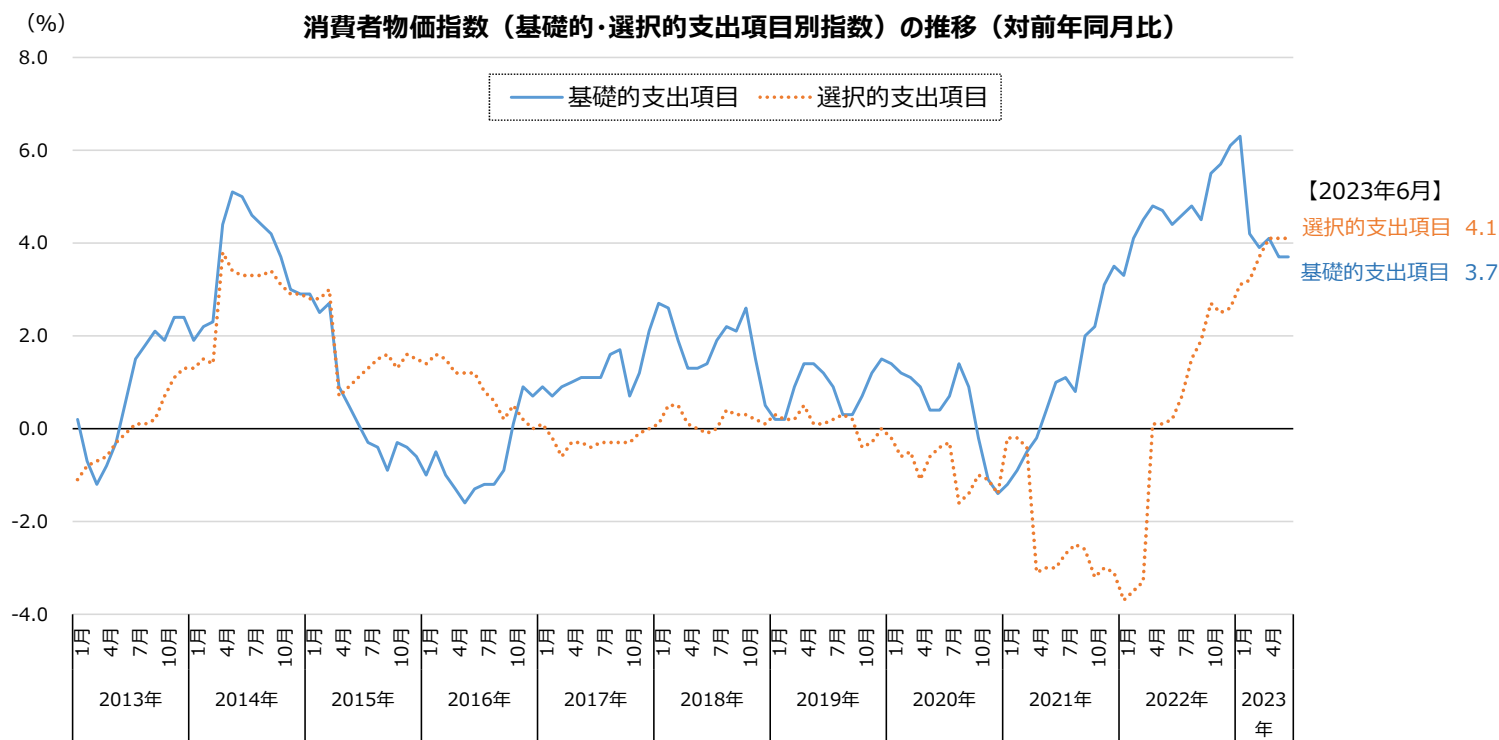
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

17

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目(必需品的なもの)とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

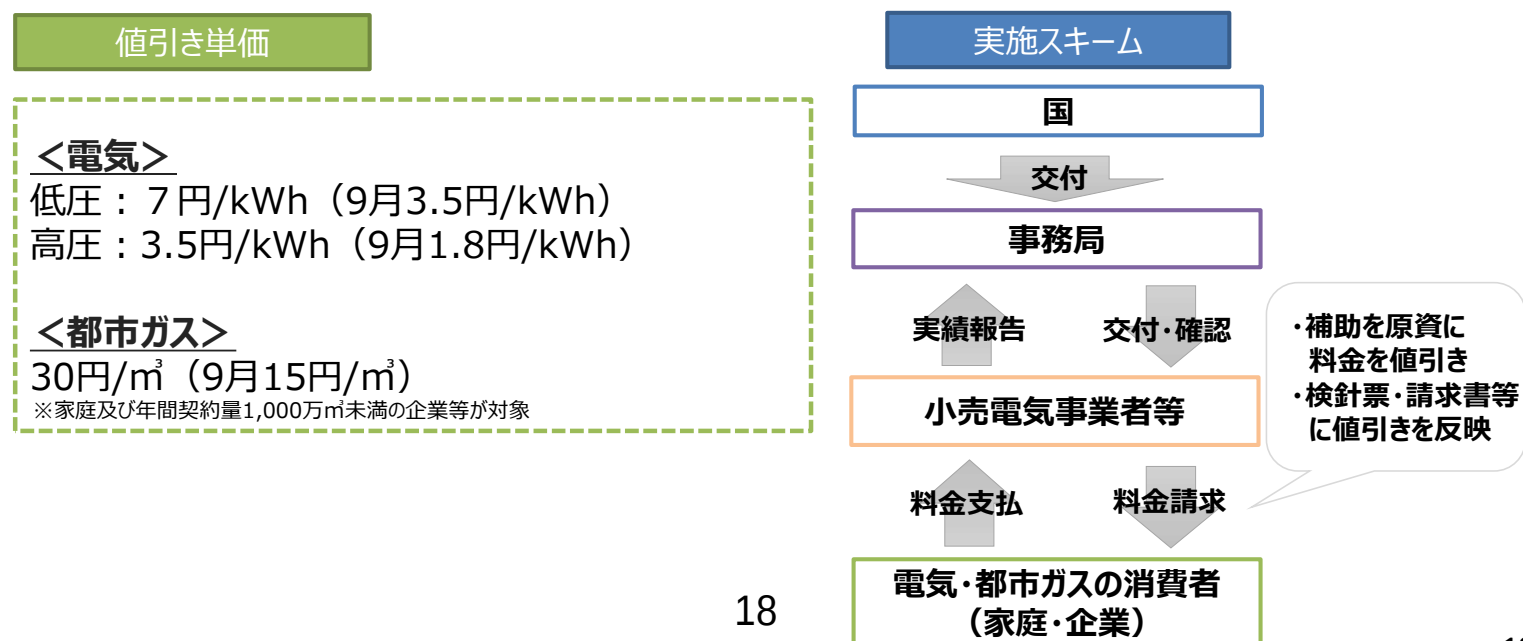
電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃
金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。令和４年度補正予算において、約3.1兆円を計上。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。

- ・ 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバーする約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について交付決定。

- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始。



標準的な家庭における電気料金の試算結果

令和5年5月16日物価問題に関する関係閣僚会議資料（一部改変）

・ **料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh／月）における電気料金は、ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下となった。**

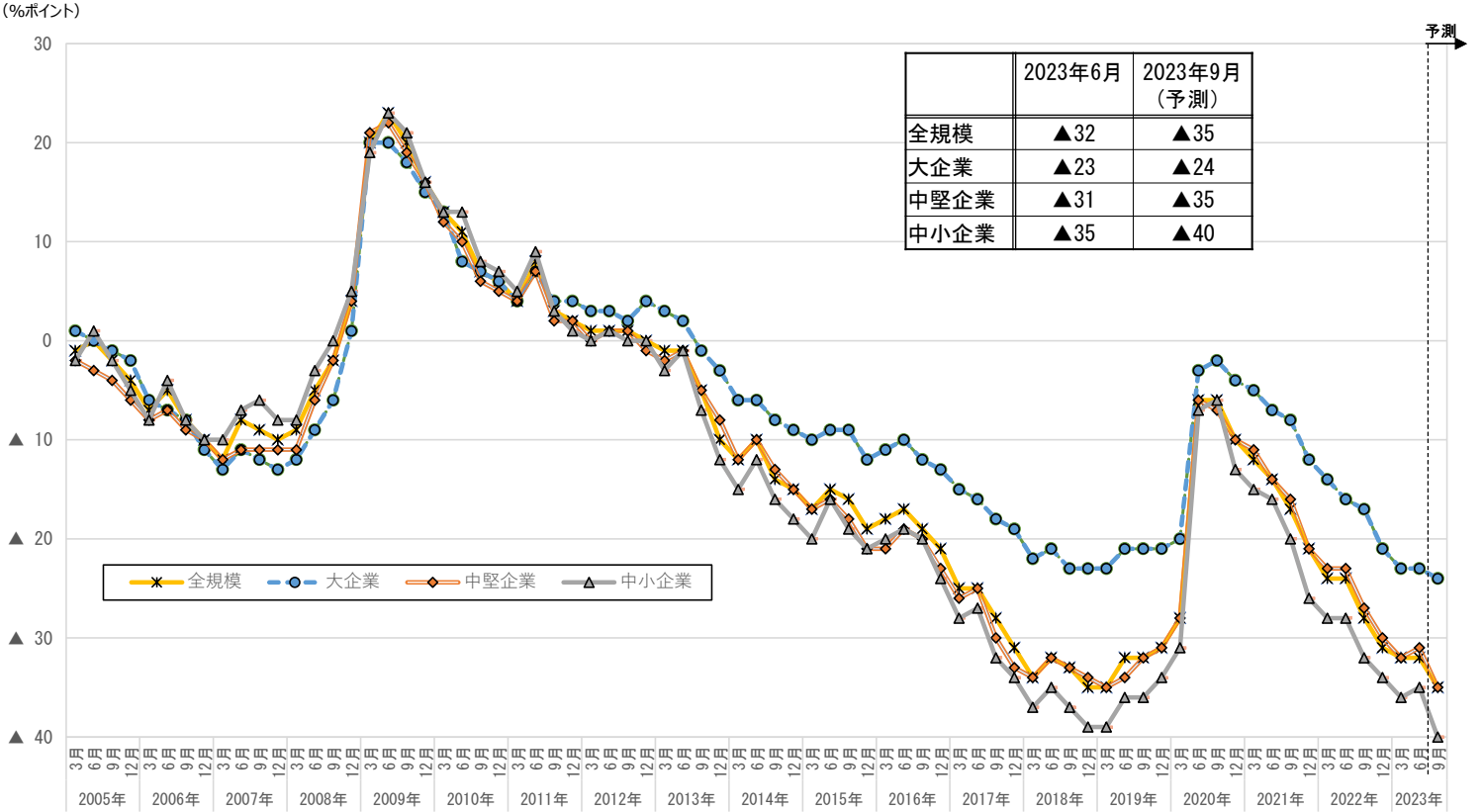
	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	—	16,491円 41円/kWh (+48%)	—	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	—	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	—	▲612円 15,879円 (+42%)	—	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	—	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。
※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移（過剰－不足）



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 全産業の数値。
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(单位: %)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2 年	3 年	4 年	令和 5 年					
												1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
全 国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9
	A ランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1
	B ランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8
	C ランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

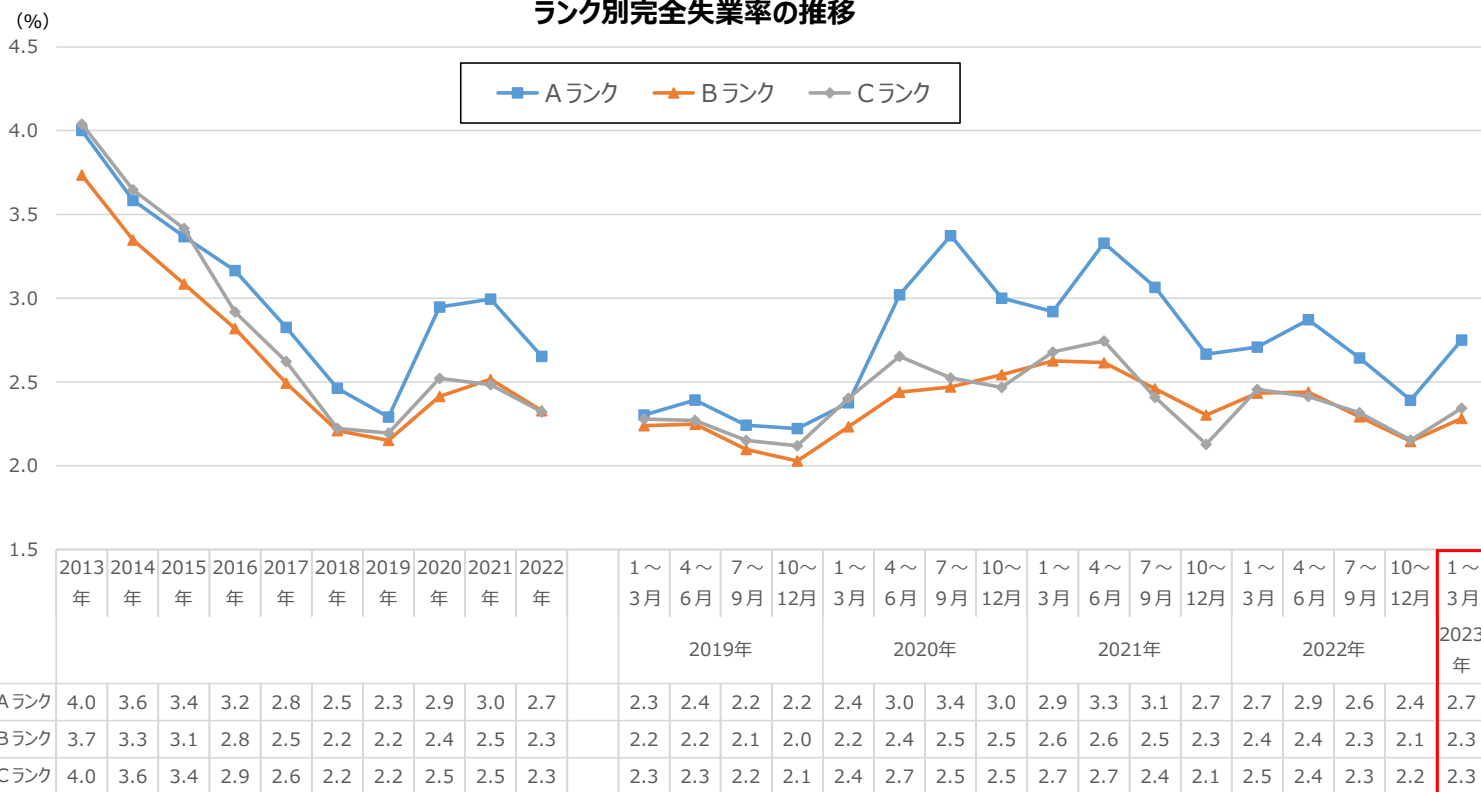
3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

22

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

20

23

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 5 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第 1 条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で 990 円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断D Iは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感の中規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティーネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益委員

いとう 伊東	しんいち 眞一
しもやま 下山	あきら 朗
つばた 坪田	そのこ 園子

労働者代表

かわもと 河本	しょうご 章吾
まつだ 松田	たくみ 拓実
やまね 山根	あつし 惇

使用者代表

うえむら 上村	けんじ 賢司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦

(敬称略、五十音順)

備 考 令和5年7月19日任命

関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋

(専門部会等)

最低賃金法第25条第5項

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(専門部会等)

最低賃金法第25条第6項

最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(関係労働者及び関係使用者の意見)

最低賃金法施行規則第11条第1項

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

最低賃金法施行規則第11条第2項

最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む。）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。



2023年7月12日(水)

奈良地方最低賃金審議会

会 長 伊 東 眞 一 様

日本労働組合総連合会

奈良県連合会(連合奈良)

会 長 西 田 一 美



奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定のための調査審議が行われるにあたって、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

わが国は、超少子高齢・人口減少という構造課題に直面する中、20年余に及ぶデフレ経済などが相まって、不安定雇用や格差が拡大してきました。加えて現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしにより大きな影響を及ぼしており、処遇改善は急務となっています。ほぼ30年ぶりの賃上げの流れを末組織の労働者へ波及させることが重要です。最低賃金近傍で働く仲間の多くが非正規雇用であることに鑑みれば、最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能発揮が求められています。

2022年度改定の結果、地域別最低賃金は全国加重平均961円となりました。しかし、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、セーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。また、地域間格差も大きな課題であり、219円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかけていると考えられます。

近隣都市部で奈良県からの人口流出が一番多い大阪府とは差額が127円あり、これを改善しなければ、労働力が流出し、奈良県内で多い中小・小規模事業者は人財確保が困難となり経済の回復や事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、わが国に求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最低賃金近傍で働く仲間の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。

社会の不安定化に歯止めをかけ、持続可能な社会を実現していくためにも、生存権を確保した上で、「ナショナルミニマム水準」はいかにあるべきか、欧米並みの水準も意識しつつ、当面めざすべき水準を重視した議論が必要であると考えています。

以上のことを踏まえ、奈良地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活の確保と奈良県における地域経済の健全な発展に向け、下記のとおり意見と要望を申し上げます。



1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準について

地域別最低賃金の改正にあたっては、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生活不安、雇用不安を抱える中での最低賃金の改定は、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得るものである。公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、「自主性」を尊重するとともに、県内における賃金実態、生活実態を重視し、その趣旨を踏まえた審議会運営をはかること。

(2) 2023春季生活闘争について

2023春季生活闘争では、「未来づくり春闘」の深化を掲げ、デフレマインドを断ち切り、経済社会のステージを変えることを求め、真摯な労使交渉の結果、産業により違いはあるものの、定昇相当込みの賃上げ計は加重平均で10,560円(3.58%)と昨年を大きく上回り、ほぼ30年ぶりの水準となる結果となった。中小労組も含め明らかな賃上げの流れが継続している。組織されている労働者は、4月から賃上げが実施されている一方、未組織労働者の多くは、労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができない。不当な低賃金に甘んじざるを得ないことが多々あり、現在の地域別最低賃金の水準では最低限の生活を営むことすら困難である。多くの未組織労働者への波及力を強く意識し、社会的セーフティネットとして実効ある水準にむけた審議がなされること。

(3) 早期発効に向けて

最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。今年度の奈良県最低賃金の改正が、一般労働者の賃金に速やかに反映するよう早期の改正決定が行われるよう審議会運営をはかること。

2. 審議会運営について

(1) 審議会における「参考資料の在り方」について

2017年3月28日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」の中で「各種統計資料の取捨選択を行うとともに、最低賃金引き上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しを検討することが必要」と報告されていたことを踏まえ、外部労働市場の賃金の絶対水準を審議会における参考資料として提示されるよう求める。また、連合リビングウェイズを参考とした単身労働者の必要最低生計費や高卒初任給の時間換算額等を十分考慮した水準にむけた審議がなされること。

(2) 地域間格差是正について

賃金が低い地域から高い地域へ働き手が流出するという実態に強い危機感を抱いており、とりわけ、県内就業率の低い奈良県においては、人財確保の観点から隣接府県の状況を十分視野に入れた審議がなされること。

以 上



令和5年7月25日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東眞一 殿

一般社団法人奈良経済産業協会
会長 平越 國和



奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定の調査審議が行われるに当たり、最低賃金法第25条5項の規定に基づき、意見書を提出します。

記



1. 奈良県の中小企業を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染拡大による影響により、経済・社会活動は大きく制限・停滞したが、春先以降の経済活動の緩和により、徐々に回復傾向にあると思われる。ただ、好調な業種・業界が見られる中、労働力不足に悩む企業も急激に増加しているのも事実である。深刻な労働力不足により、十分な稼働に至らず、売上回復の見通しが立たない厳しい業況の企業も多いのが実態である。

奈良県の中小企業においても、消費者物価の高騰を踏まえ、多くの企業で一定程度の賃上げには理解を示しつつも、企業を取り巻く環境は大変厳しい。

ロシアによるウクライナ侵攻、1ドル140円前後に迫る円安等により、日本経済への影響は長期化し、企業の事業運営コストは大幅に増大し、企業経営に大きな負担となっている。

原材料価格が高騰する中、大手企業と取引する中小企業においては、十分に価格転嫁できない中で、経費負担を強いられている。原材料の上昇分の転嫁も充分でないと共に、生産に影響する電気代、製品を運ぶガソリン代、人件費上昇などは認めてもらえない状況は変わらず、事業コストの増大は耐えられない領域に及び、危機的な経営状況にあると言える。更に、価格転嫁が出来ない中で、逆に毎年定率でのコスト削減要請も常態化していることを直視しないといけない。

また、政府系金融機関のコロナ融資に関して、約8割の企業でゼロゼロ融資の返済が始まっており、それらの影響もあり、奈良県の令和5年5月の企業倒産件数も前年同月比34.73%の増加となっており、今後倒産する企業も更に増加すると予測される。

企業間物価が前年比プラス4.1%となっており、それにも関わらず消費者物価は3.3%に止まるのは、つまり中小企業等の中間各層にある企業が、自らが負担を背負う形を強いられていることの証左である。

さらに、過去最高となる最低賃金の大幅引上げ、社会保険料の適用範囲の拡大、雇用保険料の引上げなど、企業単独ではどうしようもない・避けられない制度改正による負担増により、一段と厳しさを増している状況をしっかりと理解が必要だ。

特に、観光立県の奈良県では、インバウンドを含む観光や関連する飲食、イベント等は徐々に増加傾向にあるが、依然としてコロナ前の数値には戻っていないと共に、人手不足により予約を受けられない状況にある。

中小零細企業やコロナ禍で大きなダメージを被ったこうした業種こそが、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用しており、仮に今年度、最低賃金が大幅に引上がるようなことがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業につながるものが強く懸念される。

中小企業庁が6月30日に公表した中小企業景況調査によれば、今年の4－6月期の全産業の業況判断DIは、▲10.8と前期に比べ上昇傾向にあるものの、依然としてマイナス値を示しており、製造業は▲10.4、非製造業も▲11.0となっている。特に小規模事業者については、▲12.4と回復の度合いが鈍い状況が続いている。

奈良県の状況は、本年4月の奈良県鉱工業指数が、季節調整済指数（生産）で87.0となり、依然として低い数値となっている。令和2年3月以来37ヶ月連続で80ポイント台が続いており、指数は非常に低い状況で上昇が見られず、経済の低位傾向が続いている。

本年4月の全国鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が95.5ポイントで前月比0.2ポイントの低下であり、近畿の鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が91.6ポイントとなり、前月比0.5ポイントの低下となっている。

奈良県鉱工業指数は、全国・近畿を大きく下回っており、全国とは8.5ポイントの差、近畿とは4.6ポイントの差があり、奈良の87.0ポイント自体が、非常に低位であることから、奈良県が非常に厳しい状況になっていることの証左と言える。

鉱工業指数	全国		近畿		奈良県
	指数	奈良との差	指数	奈良との差	指数
R5年4月	95.5	▲8.5ポイント	91.6	▲4.6ポイント	87.0

2023年春季労使交渉結果は、日本経済団体連合会の中小企業（従業員500人未満）の調査では、全産業のアップ率は2.94%（昨年比プラス1.97%）となっている。また一般社団法人奈良経済産業協会が会員企業等を対象とした調査（回答企業34社）では、全産業のアップ率は2.61%（昨年比で0.95ポイント上昇）となっている。

ちなみに、今年の春季労使交渉では、中小企業も含め、多くの企業が賃金引上げを実施していることは事実であり、当会の調査でも半数以上の回答を得たが、労働需要のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行った中小企業が半数以上存在していることを考慮すべきである。

ただ経団連及び当会の両調査とも、回答企業の数に限られ、規模が比較的大きいことが見て取れ、中小零細企業においては賃上げがなされていない企業も多数ある。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとし、経験・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものであるが、最低賃金は、未経験で且つ、能力・スキルに全く関係なく定めるものであり、評価軸が全く異なっていることに充分留意することが必要である。

尚、賃金支払いに大きな影響を与える「労働生産性」の状況は、2021年OECDデータで、日本の時間当たり労働生産性は、OECD加盟38カ国中27位（2020年は23位）であり、また、一人当たり労働生産性は、OECD加盟38カ国中29位（2020年は28位）である。

主要先進7カ国でみると、両指標とも1970年以降、日本は最下位の状況が続いている。また、国際的に見ても日本の労働生産性の低さが際だっていることから、まずは企業の労働生産性の向上が先決である。

また、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更される。奈良県は、同じランクとなる他府県との経済数値の格差は歴然であり、より厳しい状況になると思われる。雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきている企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議を行っていく必要があると考える。

2. 今年度の金額審議における基本的な考え方

最低賃金制度は、最低賃金法第1条に規定されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する施策であり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。

同法第9条には、地域別最低賃金の決定に当たっては、「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定められなければならないと明記されている。

しかしながら、最低賃金は、平成28年度以降、令和2年度を除き、引上げ率3%台の大幅な引上げが続き、経営実態を十分に考慮していないとの声が多数ある。

最低賃金は、企業の経営状況のいかんにかかわらず、全ての労働者にあまねく適用されるので、経済の好循環を機能させるためには、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提である。そのためには、まず中小企業の実態を高めるための施策を拡大し支援を継続し、将来に向けた安定的かつ応分の事業の利用ができ、経営の安定と賃上げへの意欲を促すことが肝要である。

近年、政府方針に配意した目安審議が求められた結果、公益委員見解として、根拠が必ずしも明確ではない大幅な引上げ目安が提示されてきた。一昨年度は、コロナ感染症の影響がまだまだ厳しい中で、最低賃金の過去最高の大幅引上げの決定がなされ、その結果、目安金額決定に対する不信感が多くの経営者から上がっており、昨年度も明確な根拠が示されたとは言えない。

消費者物価指数や賃金上昇率といった生計費、賃金、支払い能力に関する各種指標をみても、近年の引上げ率に見合う根拠は見当たらず、使用者側として、中小企業の実態や地域経済の実情を踏まえ、納得感のある目安とその根拠を提示していただき、審議を進めていくことが必須であると考えます。

今年度の審議においても、各種調査結果や指標、データに基づき、明確な根拠に基づいた目安かをしっかりと検証し、最低賃金法で定められている決定の原則に沿って、慎重の上にも慎重に審議を行う必要がある。

今年4月、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の中小企業3団体は、「最低賃金に関する要望」を政府に提出した。最低賃金の審議において考慮すべきものとして法が定める三要素のうち、生計費と賃金の上昇が見込まれる一方、中小企業の支払い能力は、原材料費や資源・エネルギー価格等の高騰により厳しい状況にあると指摘している。

最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして全ての企業に例外なく適用されるものである、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切ではない。政府方針を決定する場合には、労使双方の代表が参加し、意見を述べる機会を設けるべきであると述べられている。

2010（平成22）年6月3日の第4回「雇用戦略対話」において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」を前提として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」について、労使で合意している。

しかし、この間に「名目3%・実質2%を上回る成長」をほとんど達成することはなく、この経済環境下で、この合意を無視して議論を進めることはいかがかと考える。

最近の名目GDPの推移を見ると、2020年は▲4.0%、2021年はプラス2.2%、2022年はプラス1.0%だったように、GDPは大きく上昇していない。これを踏まえて、政労使の合意が履行されていないという現実を憂慮し、合意のあった前提に基づいた議論が必要である。

今年度の審議においては、各種調査結果や指標・データに基づき、明確な根拠に基づいた目安かどうかをしっかりと検証し、最低賃金法で定められている決定の原則に沿って、慎重の上にも慎重に審議を行う必要がある。

使用者側は従前から、各種統計結果等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を示して、先の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ第4表を重視する旨を主張してきた。今後も第4表を重視した上で、中小企業の実態や地域経済の実情、他の指標も勘案し、納得性ある目安かどうかを第一義に議論し、その根拠等を提示して頂きながら、慎重に審議を進めるべきというスタンスは従前通りである。ちなみに、今年度第4表のBランクの賃金上昇率は2.0%となっている。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用され、加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引き下げることができないことを考慮しなければならない。

更に、原材料費・エネルギー費の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小零細企業の経営状況を、各種資料からの確に読み取り、明確な根拠に基づいた納得感のある調査審議が重要であり、そのためにも、エビデンスたる第4表を重視した審議を求める。

尚、提示される目安額は、あくまで目安として、最低賃金審議会や専門部会での議論を拘束する性質ではないこと、あくまでも当該地域の経済の実態を踏まえた審議を行うことで、目安額が絶対でないことを確認したい。

収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない形で、合理的な根拠に乏しい最低賃金の大幅引上げは、収益の動向に関係なく、人件費の増大を強いられることになり、特に、最低賃金の影響を受けやすい多くの中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく、人件費の増大が企業経営を圧迫することで、事業の継続自体をも危うくすることとなる。その結果、地域経済に悪影響を及ぼし、わが国経済の再生が遠のくことになりかねないと言える。

最低賃金の大幅な引上げには、生産性の向上が前提となるべきであるが、政府による各種生産性向上の支援策等は示されながらも、その効果が未だ十分に上がっているとは言えない状況で、日本の生産性の低さが改善されていないことから明らかである。

そのような中で、最低賃金の大幅な引上げを先行させることは原理に反し、支援策の有無でなく、支援策の効果とともに議論すべきである。

最低賃金の審議では、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用等の状況を鑑み、希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考える。

以上、今年度の金額審議における使用者側の基本的な見解とする。

奈良労働局
局長 橋口 忠 殿
奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

2023年7月25日

奈良県労働組合連合会
議長 松本 俊



最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

奈良県の最低賃金の改正決定のための審議開始にあたり、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出します。なお、意見の陳述の機会を設けられるように申し入れます。

昨年の改定で奈良は896円、最高額の東京は1072円、加重平均は961円となりました。加重平均では1000円に満たないばかりか、加重平均を上回る地方は7つにとどまり、近畿圏では、大阪1023円と京都968円のみが加重平均以上で、奈良との格差が大きいままとなっています。

7月21日に発表された総務省の消費者物価指数では、令和5年6月の前年同月比で、3.3%の上昇、2020年を100として105.2となっています。前年同月比で食料全体は12.2%、生鮮魚介9.8%、うち費目では鶏卵は35.7%、豚肉は9.4%もアップしています。安価な食材の値上がりは、家計に厳しく負担をかけています。データバンクの調査では、この7月からの食品値上げは3566品目にもなり、昨年の値上げ品目(25678)を超える29106の費目が値上がりする勢いです。賃金の引き上げが追いついていかない状況を生み出しています。

最低賃金は、その地域の賃金水準に大きく影響を与えています。奈良県内の市町村の職員の給与水準はラスパイレス指数で見ると全国平均を下回っています。また、自治体関連の非正規労働者、清掃や警備業務、ファストフード店、介護職場等の求人は時間給設定で、最低賃金ぎりぎりにはり付いています。最低賃金の引き上げは、こうした労働者の生活改善のよりどころとなっています。非正規率の高い奈良県の労働者の賃金水準を大幅に引き上げることが求められています。

また、2022年の総務省の調査によると2020年、2021年と減少していた非正規雇用が増えていると言われています。非正規で働くのは、「自分の都合の良いときに働きたいから」という理由が多いとされていますが、「正規の仕事がないから」が45～64才の男性で最多となっており、非正規労働を選ばざるを得ない理由となっています。最低賃金は、家計補助のための労働に対する賃金水準という考え方でなく、どんな労働者も単身者として8時間働いて暮らしていける最低ラインの賃金水準を確保することが、本来の最低賃金の持つべき意義であり、「労働者の生活の安定」、「労働力の質的向上」が最低賃金法第1条にも謳われています。

全国のランク付けが4つから3つに変更されました。昨年もランク別の目安がだされたことによって、地方間格差が拡大する問題も解消されていません。同じ会社の非正規労働者でも時間給はその地方の最低賃金レベルに従って設定ということが当たり前のように行われています。このようなランク付けは、労働者だけにあって販売している商品にはありません。

こうした矛盾の改善は、全国一律最低賃金制を確立し、最低賃金の大幅引上げで格差をなくすこと以外にありません。

奈良県の労働者の県外に出て働く数は全国で3番目に高く、15歳以上の労働者の27.3%が県外に働きに出ています。大阪に隣接する生駒市は51.5%と半数を超え、王寺町、三郷町、香芝市などにもその傾向が現れています。また、高校卒業生の県内就職率は66.5%（2021年3月；文部科学省）と全国平均の81.9%を大きく下回り、全国42位となっています。

奈良県で優秀な人材を活用し、県内就労で安心してらせる賃金の保障をするため、その底上げとなる最低賃金の引き上げを強く求めます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」では、「今年は加重平均 1000 円を含めて議論」とされていますが、奈良の審議会でも奈良県の最低賃金を今年は最低時間給 1,000 円に上げるように申し入れます。全労連では全国 25 の都道府県で 4 万 5 千人を超える人達で行った「最低生計費資産調査」では、全国どこでも月 24 万円、月 150 時間計算で時給 1500 円のレベルでないと健康で文化的な最低限の生活を維持できないという結果が出ています。また、若者へのアンケートでは、時間給 1500 円で年収 300 万円を超えると親からの独立を可能にすると答えています。

最後に、国の施策で、中小企業への相談窓口体制の充実と営業継続のための支援策、負担が増している社会保険料の事業主負担の助成など、柔軟な支援を審議会名で国に強く求めていただくことを求め、以下に要請項目を記します。

記

1. 奈良県の非正規率がとりわけ高いことを踏まえ、時給 1000 円への引き上げを行うこと。また、若者の賃金押し上げのために、健康的で文化的な生活を送ることが出来ることのできる時間額 1,500 円に道を開く大幅な引き上げを検討していただきたいこと。
2. 奈良県の県外就労率が高く、人材が流出することを憂慮し、近畿各府県との格差をなくし、近畿レベルに見合った額へ奈良県最低賃金の引き上げを行うこと。
3. ランク別の格差が拡大していることを踏まえ、早期に全国一律最低賃金制を実現するよう、政府、関係機関に働きかけること。
4. 物価高騰の下、奈良県の経済の安定に結びつくよう、最低賃金の引き上げと並行し、中小企業への実効性ある支援策の拡充や施策の充実を国に求める意見を上げること。

以上



最低賃金と生活保護との整合性について

1 最低賃金法第9条第3項の趣旨（関連通達から）

最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

最低賃金と生活保護基準の関係について、生活保護が健康で文化的な最低限度の生活を保障するものである趣旨から考えると、最低賃金の水準が生活保護の水準より低い場合には、最低生活費の保障という観点及び就労に対するインセンティブの低下並びにモラルハザードの観点から問題があることから、最低賃金法第9条第2項の「労働者の生計費」を考慮する際のひとつの要素として、生活保護に係る施策があることを法律上明確にしたものです。

法律上、特に生活保護に係る施策との整合性だけが明確化された点に鑑みれば、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨であると解されます。

2 保護基準の考え方について（平成20年度版「保護の手引き」から）

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が定めることになっています。したがって、保護基準は、まず所在地域別に定められているのが原則です。具体的には、生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に対応して全国の市町村を6区分の級地（1級地－1・1級地－2、2級地－1・2級地－2、3級地－1・3級地－2）に分類し基準額を設定しています。どこがどの級地に該当するのかは、各地域の生活実態などに応じて厚生労働大臣が決めており、おおむね、1級地は大都市及びその周辺市町、2級地は県庁所在地をはじめとする中都市、3級地はその他の市町村となっています。

奈良県の場合は、

2級地－1 奈良市、生駒市

2級地－2 橿原市

3級地－1 他の市町と明日香村

3級地－2 明日香村を除く村

となっています。

(1) 生活扶助基準

生活扶助基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費について最低生活費を表示したものです。大きくは、第1類費と第2類費に分けられ、特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算されるという構成になっています。

ア 第1類費（個人的経費）

飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費について定められた基準で、年齢別に表示されています。

イ 第2類費（世帯共通的経費）

世帯全体としてまとめて支出される経費で、電気代、ガス代、水道代などの光熱費や家具什器費などが該当し、世帯人員別に表示されています。また冬季は、寒冷の度合いなどによって、暖房費などの必要額が異なりますので、都道府県を単位として地域別（6区分）に冬季加算額が表示されています。

※ 別添「最低生活費の体系」を参照。

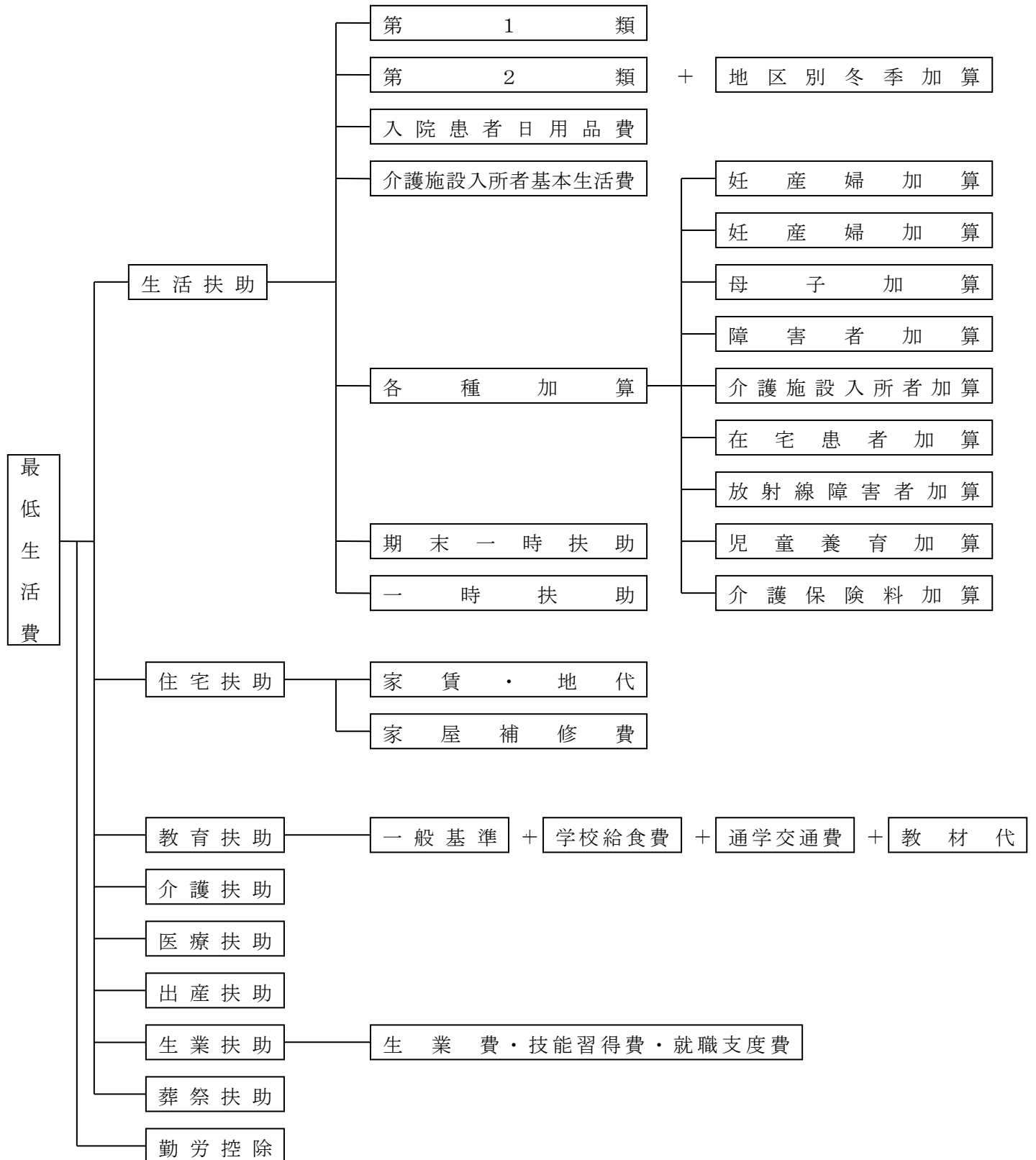
3 最低賃金と生活保護の比較について

（平成20年8月4日「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」から抜粋）

最低賃金と生活保護との比較については、両者の基本的性質が異なることもあって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対し、生活保護は市町村を6段階の級地に区分していること、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、生活保護では、必要に応じて各種加算や住宅扶助等があること等をどのように考慮するのかといった問題があるが、公益委員としては、直近のデータに基づき、手取額でみた最低賃金額と、衣食住との意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較することが適当と考えたところである。

※ 最低賃金と生活保護の比較は、別添グラフを参照。

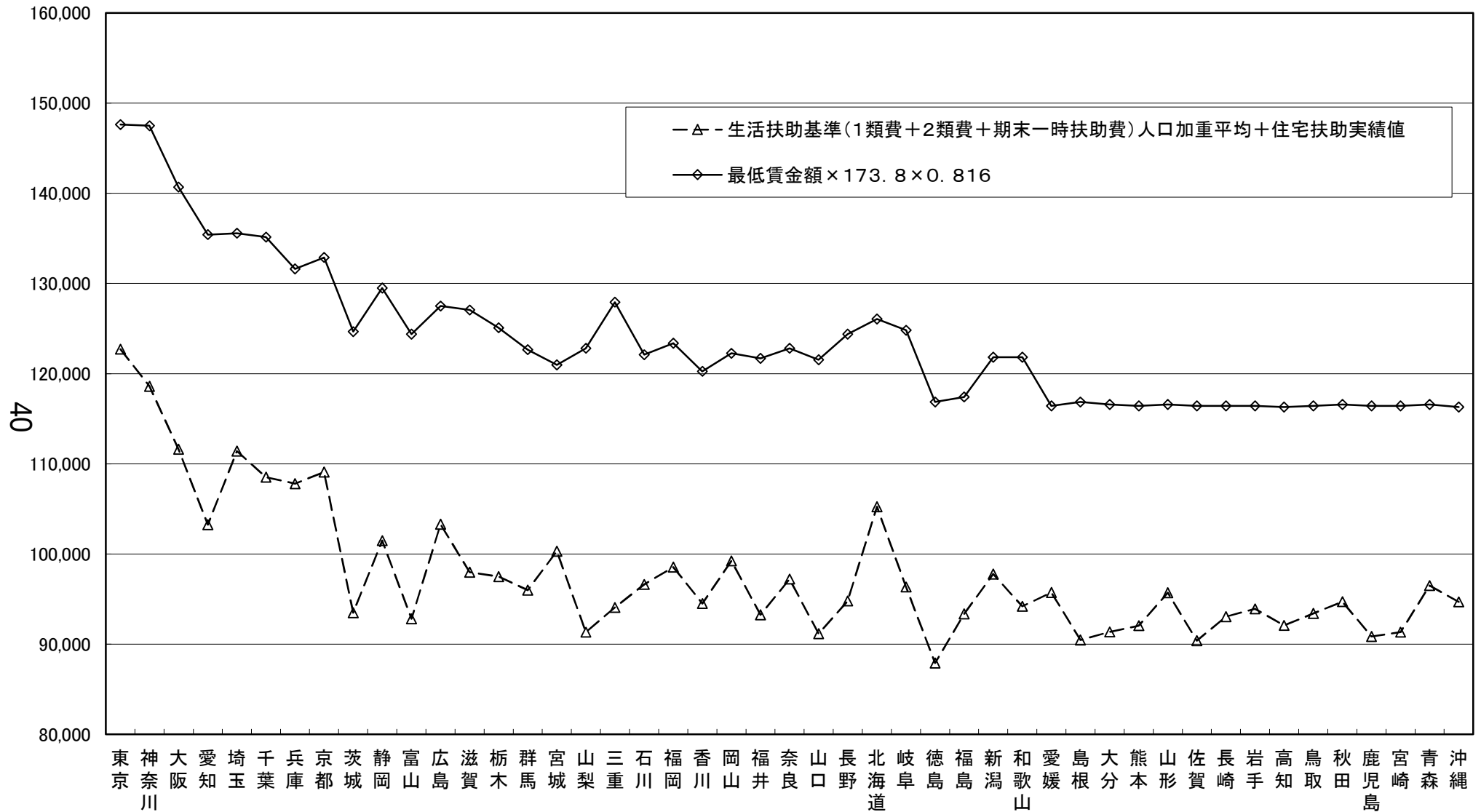
最低生活費の体系



生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

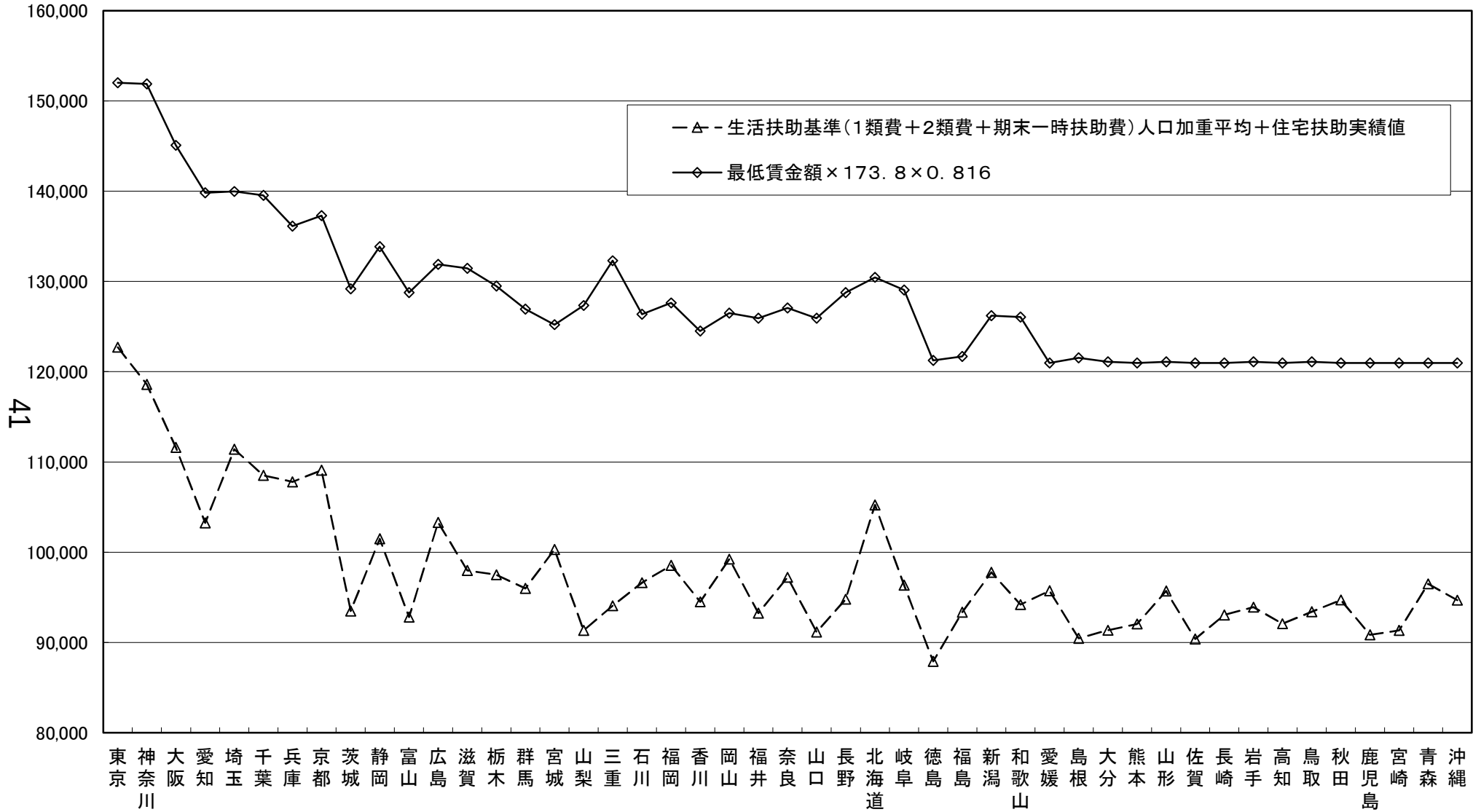
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度 データに基 づく乖離額	令和4年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.817→0.816) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京都	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川県	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡県	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫県	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△30	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

2023年 奈良地方最低賃金の引き上げ

労働者側として、以下の3点を申し上げます。

- 1. 情勢認識** （海外・国内情勢、春季生活闘争、最低賃金）
- 2. 奈良県の状況** （人手不足動向、地域間格差）
- 3. 地域別最低賃金の3要素**
「生計費」 「賃金」 「通常の事業の賃金支払い能力」

労働者側の意見

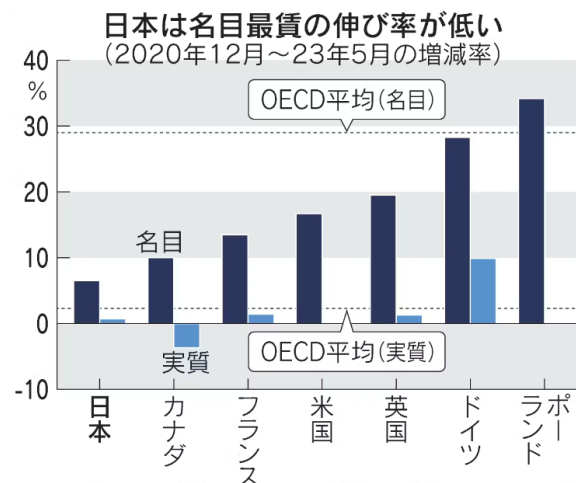
1. 情勢認識 (海外情勢)

日本の最低賃金の伸び、OECD平均の3分の1未満

出所：日本経済新聞

日本の最低賃金の伸びが世界に見劣りすることが経済協力開発機構（OECD）の統計で改めて浮き彫りになった。OECDは11日、2023年の雇用見通しを発表。日本の最低賃金の伸び率は、名目・実質とも平均値の3分の1にとどまる。政府が掲げる全国加重平均1000円を達成できても海外とは差がある。

OECDが最低賃金制度を持つ30カ国のデータを集計した。日本は20年12月から23年5月の伸び率が名目6.5%増、物価変動を考慮した実質で0.7%増だった。インフレ率などに連動して最低賃金が伸びるポーランドは名目で34.2%増、米国、英国、ドイツは16～28%伸びた。米国を除く29カ国の平均では名目29.0%増、実質2.3%増で、日本はいずれも平均の3分の1にも届いていない。



(注) 平均は米国除く29カ国の集計値。米国とカナダは加重平均
(出所) OECD

諸外国の最低賃金 出所：日本総合研究所 2023年6月時点

国名	最低賃金
アメリカ(カルフォルニア州)	2,091円
イギリス	1,733円
フランス	1,679円
ドイツ	1,749円
韓国	1,001円
日本	961円

日本の最低賃金は他国より低い

ドイツの最低賃金は1,749円、フランスは1,679円アメリカ(カルフォルニア州)では2,000円を超える。オーストラリアは7月から8.7%引き上げ、時給で2,200円超となった。韓国は19日、24年の最低賃金を前年比2.5%増の時給1080円にすると決めた。インドネシアも23年の地域別最低賃金が多くで前年比6～7%台の増加となった。先進国の最低賃金は日本と大きな差がある上、新興国との差も縮まっている。日本で働こうとする外国人が減る懸念が大きい。

1. 情勢認識 (国内情勢)

◎最低賃金に関する政府方針:

最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、**全国加重平均1,000円を達成**することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、**地域間格差の是正**を図る。

◎中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等:

中小・小規模企業の賃上げには、**成長と“賃金上昇”の好循環を実現**する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、**地域の人手不足に対応**するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、**適切な賃上げ原資の確保**を含めて、**適正な価格転嫁の慣行**をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。

◎物価上昇:

<新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(2023年6月公表)>

(単位: %)

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

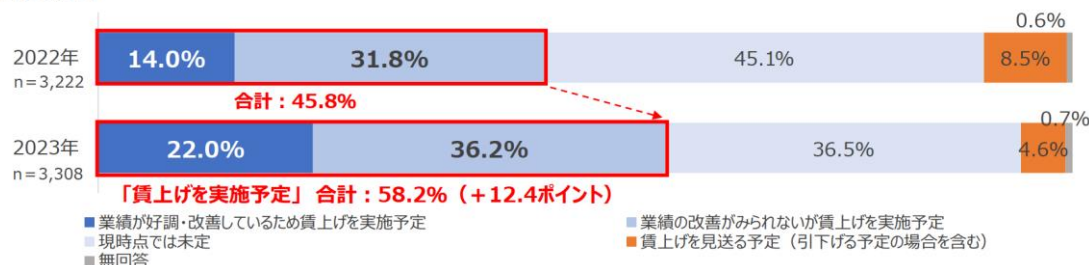
1. 情勢認識 (春季生活闘争)

◎2023年度の中小企業の賃上げについて

出所：日本・東京商工会議所「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」2023年
調査対象：中小企業 6,013社 / 回答企業数 3,308社(回答率55.0%)

2023年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の割合

【全体集計】



賃上げを予定している理由

- 1位.モチベーション向上 77.7%
- 2位.人材の確保・採用 58.8%
- 3位.物価上昇への対応 51.6%

2023春季生活闘争第7回回答集計結果

ほぼ30年ぶりの引き上げ水準!!

時給の引き上げ額は前年比**5.01%**、
月給では**3.18%**も上昇しています!



①平均賃金方式 (集計組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2023回答 (2023年7月5日公表)		
	集計組合数	定昇相当込み賃上げ計	
	集計組合員数	額	率
	5,272 組合 2,877,053 人	10,560 円	3.58 %
300人未満 計	3,823 組合 362,688 人	8,021 円	3.23 %
~99人	2,313 組合 96,456 人	6,867 円	2.94 %
100~299人	1,510 組合 266,232 人	8,451 円	3.32 %

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

2023回答 (2023年7月5日公表)			
時給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)
単純平均	377 組合	39.74 円	1,091.78 円
加重平均	808,108 人	52.78 円	1,095.67 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
単純平均	136 組合	6,647 円	3.09 %
加重平均	29,553 人	6,828 円	3.18 %

1. 情勢認識（最低賃金）

◎最低賃金引き上げによる中小企業の反応

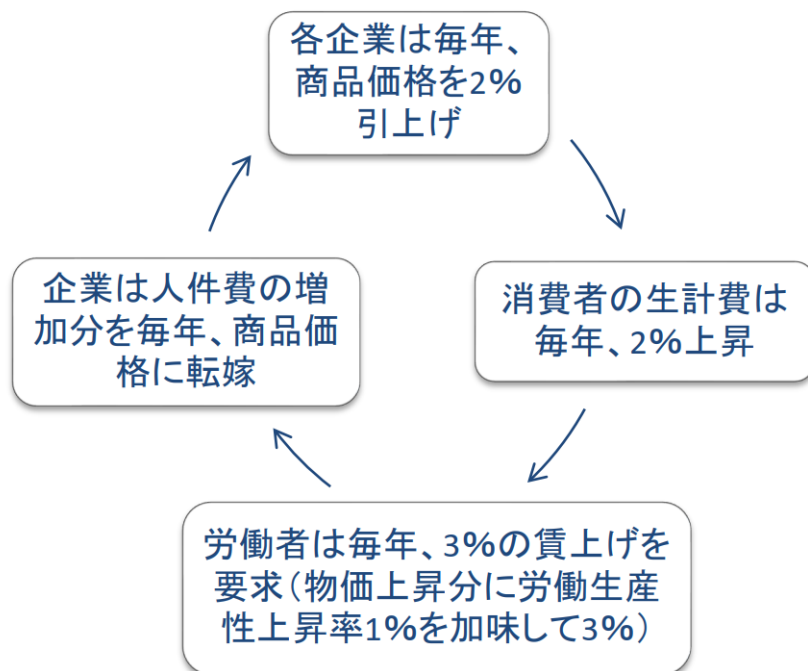
出所：日本・東京商工会議所「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」2023年
調査対象：中小企業 6,013社 / 回答企業数 3,308社（回答率55.0%）

○2023年度の最低賃金額の改定に対する考え

→「引上げるべき」と回答した企業は**42.4%**で、「引下げるべき」もしくは「引上げはせずに、現状の金額を維持すべき」とする企業（33.7%）を8.7ポイント上回っています。

○最低賃金の引上げ額が「40円」となった場合の対応や影響

→「製品・サービス価格の値上げ」（31.6%）が最多で、昨年同時期から3.0ポイント増加。



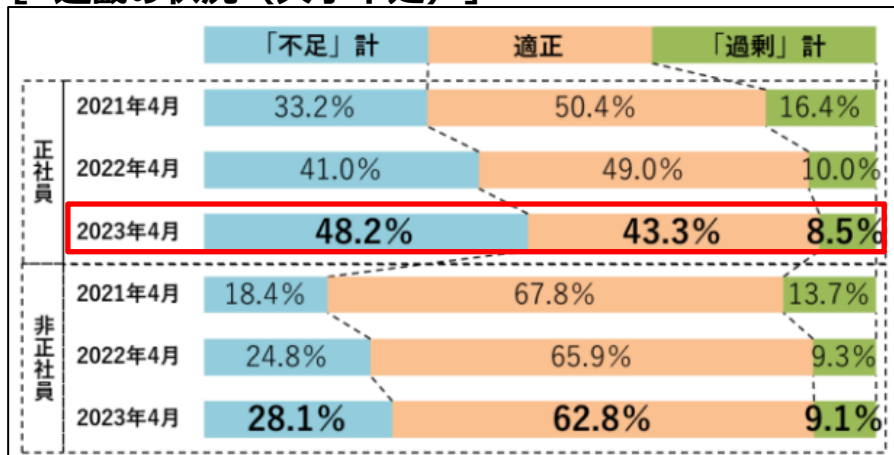
引き上げるべきと回答した理由

- 1位. 物価上昇への対応 89.3%
- 2位. 景気回復への期待 22.9%
- 3位. 企業の賃上げが進んでいるため 21.0%

健全な価格メカニズムを取り戻す

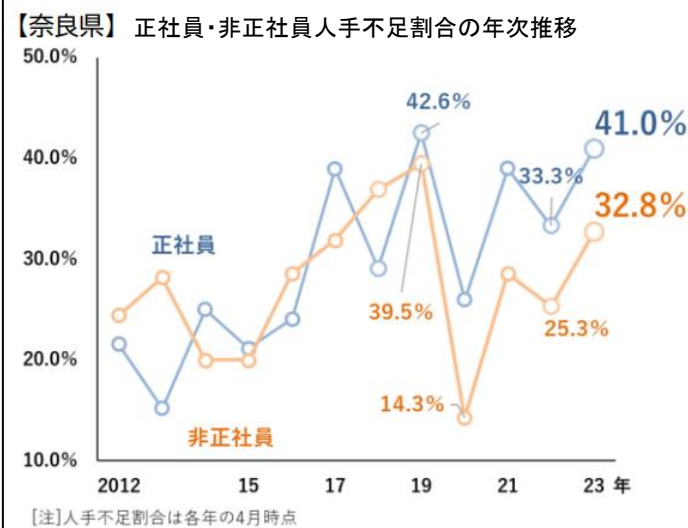
2.奈良県の状況 人手不足動向

〔近畿の状況（人手不足）〕



（出所）帝国データバンク「人手不足に対する近畿企業の動向調査（2023年4月）」

賃上げによる人手不足解消は急務



府県別の代表者平均年齢、年代別比率

府県	休廃業・解散企業平均年齢	30歳未満	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
		(構成比)						
滋賀	71.5歳	0.0%	0.5%	6.3%	10.6%	15.9%	42.9%	23.8%
京都	72.8歳	0.0%	0.6%	3.0%	7.8%	22.2%	38.3%	28.1%
大阪	70.7歳	0.1%	1.1%	4.9%	11.2%	19.8%	39.5%	23.4%
兵庫	71.1歳	0.0%	0.5%	4.7%	8.8%	20.7%	41.6%	23.7%
奈良	72.1歳	0.0%	0.7%	1.5%	9.0%	20.1%	42.5%	26.1%
和歌山	70.7歳	0.0%	0.6%	3.8%	12.1%	19.1%	45.9%	18.5%

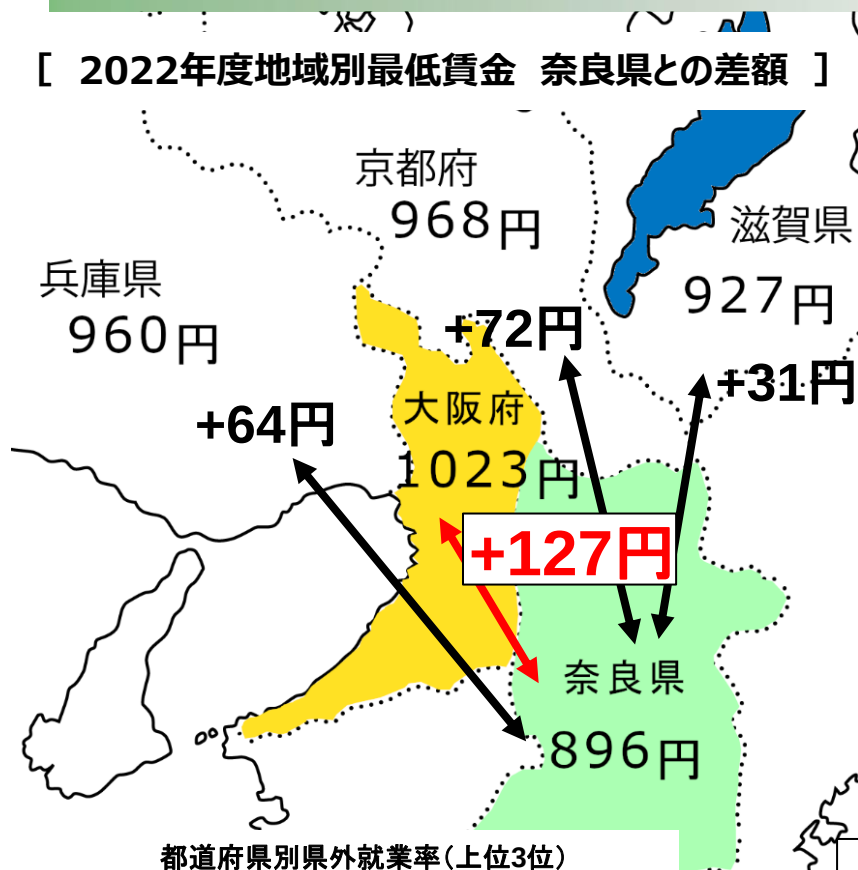
（出所）帝国データバンク「近畿地区「休廃業・解散」動向調査（2022年）」

「アフターコロナ」で国内景気は回復傾向
特に観光業や飲食業などの業種で
人手不足が顕著となっています

年代別で「70代以上」の構成比は奈良県で
68.6%となっており近畿で最多。

2.奈良県の状況 地域間格差

〔 2022年度地域別最低賃金 奈良県との差額 〕



ランク	都道府県名	2022年度 時間額	奈良県との差額		県外 就業率
			差額	率	
A	大阪	1023	127円	14.17%	6.4%
	京都	968	72円	8.04%	12.7%
B	兵庫	960	64円	7.14%	14.4%
	滋賀	927	31円	3.46%	11.5%
C	奈良	896	0円	0.00%	28.8%
	和歌山	889	-7円	-0.78%	6.7%

地域経済を活性化させるためにも労働力流出の改善に向け、**地域間格差の改善を図る抜本的な取り組みが必要**

都道府県別県外就業率(上位3位)

順位	都道府県名	県外就業率 (%)	近隣都市との 最賃差額
1	埼玉県	29.3	85円
2	千葉県	27.4	88円
3	奈良県	27.3	127円

(出所)総務省「国勢調査」

奈良県民が県外で仕事をしている・希望している理由 TOP3

1. 県外の方が勤務条件(給与・休暇等)が良い(47.4%)
2. 県内に魅力的な仕事がない(27.1%)
3. 県内の求人情報が見つからない(19.1%)

(出所)奈良県「令和元年県民アンケート」

3.地域別最低賃金決定の3要素

【 労働者の生計費 】

最低賃金法第9条第3項:前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

連合リビングウェイジ(2021年12月改定)

労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な水準として連合が独自に試算しているものです。労働者が健康に働き続けるための基本となる「衣・食・住」と「保険・医療」に関わる費用、暮らしていく上で必要な一定の社会的・経済的つながりに必要となる「交通・通信費」「交際費」、健康で文化的な最低限度の生活のために必要な「教育費」「教養・娯楽費」を、費目ごとにマーケット・バスケット方式により設定しています。**税・社会保険料の引上げなど、様々な情勢の変化、物価変動や生活スタイルの変化にも注意しつつ設定しています。**（埼玉県さいたま市をモデル地域に設定）

「連合リビングウェイジ」から生計費の必要最低限を都道府県ごとに試算（2021年12月改定）

⇒ **奈良県の時間額 1,010 円** 奈良県地域別最低賃金 896 円 （114 円不足）
自動車保有の場合：時間額 1,315 円

さいたま市のLWを住居費以外と住居費とに分け、地域差を推計し都道府県別に換算し、両者を合計

■住居費以外：2019年小売物価統計調査（構造編）の「家賃を除く総合」指数をベースに試算。具体的な計算は以下のとおり。

- ① さいたま市の「家賃を除く総合」指数=100として、都道府県別指数を算出
- ② ①で算出した指数×さいたま市の住居費以外の支出で算出

■住居費：2018年住宅・土地統計調査の「1ヵ月当たり家賃・間代(19区分)別借家数」の「1ヵ月当たり家賃・間代(円)」と「1ヵ月当たり共益費・管理費(円)」をベースに試算。具体的な計算は以下のとおり。

- ① さいたま市および都道府県別の家賃・管理費を算出
- 「1ヵ月当たり家賃(円)」(家賃0円を含まない) + 「1ヵ月当たり共益費・管理費(円)」(0円を含まない)
- ② ①で算出したさいたま市の額=100として、都道府県別指数を算出
- ③ ①で算出した指数×さいたま市の住居費で算出

■時間額の算出

- ① 上記の値を合計し、「LW月額」を算出
- ② 「LW月額」を「賃金構造基本統計調査16」所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入し「LW時間額」を算出

**去年の物価上昇を
加味すると時間額
1,050円！！
自動車保有の場合
1,352円！！**

3.地域別最低賃金決定の3要素

[労働者の賃金]

項 目	平 均 時 給
タウンワーク (2023年7月更新)	奈良県のパート・アルバイト 平均時給「1,090円」 (全国平均1,145円、大阪府平均1,180円) 最高額:教育系 1,430円 最低額:飲食/フード系 943円
リクルート (2023年4月更新)	奈良県のパート・アルバイト 平均時給「1,005円」 (全国平均1,100円、大阪府平均1,143円) 最高額:専門職系 1,220円 、最低額:フード系 973円
令和4年「賃金構造 基本統計調査」	奈良県の短時間労働者の時間給(全規模・産業計) 男性: 1,624円 、女性: 1,270円 平均額: 1,367円
令和4年「職業安定 業務統計」Cランク	奈良県のパートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金(令和4年4月) 平均額: 1,105円 下限額: 1,041円

奈良県の最低賃金 **8 9 6 円**、2 0 0 0時間フルに働いても、**月額1 4 万 9 千円程度、年額1 7 9 万円程度**に過ぎません。いわゆる「ワーキングプア」と呼ばれる年収**2 0 0 万円**にも遠く及ばない層に**滞留**しています。

3.地域別最低賃金決定の3要素

[通常の事業の賃金支払い能力]

《賃金改定状況調査（第4表）》

一般・パート ランク		産業計 ()はパート			
		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		令和4年6月	令和5年6月	令和4年	令和5年
一般・パート 計	A	1,548	1,583	1.4(1.8)	2.3(2.6)
	B	1,329 (1,086)	1,355 (1,105)	1.4(1.5)	2.0(1.7)
	C	1,199	1,224	2.0(1.4)	2.1(2.5)
	計	1,399	1,429	1.5(1.5)	2.1(2.1)

使用者側が重視する「第4表」は、29人以下で特定の産業に限定しているということもあり、対象者が違い精緻な数値ではないことを十分認識して主張すべきです。社会全体の賃金の上昇率から比べると低いと考えています。

- 当該業種等において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、**個々の企業の支払い能力ではありません。**
- 最低生計費を下回るような低賃金に依拠することで事業がようやく成り立っている経営は、短期的には雇用を守っているようでは、内需を弱体化させる要因であり、「通常の事業」とは言えません。
- 最低賃金の引き上げにより雇用が維持できないというのは、現状維持の企業経営が前提であり、経済成長する上で、企業経営というものはイノベーションを起こし発展・成長していく必要です。雇用の維持も含めた企業経営をおこなうことが「通常の事業」です。

奈良県の最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 厚生労働大臣は、例年通りであれば、2023年6月、中央最低賃金審議会に対し2023年度の地域別最低賃金額の改定の目安についての諮問を行い、7月には、その答申がなされる見込みである。

これを受け、奈良地方最低賃金審議会においても、同年度の奈良県の地域別最低賃金に関する審議がなされ、奈良労働局長によって決定される。

- 2 ここで2022年度の奈良県の地域別最低賃金であるが、時間給896円とされている。この金額は、前年度から30円の引上げとなったものの、全国の加重平均である961円を大幅に下回る実態は放置されたままである。仮に月に173.8時間働くとしても、月額15万5725円に留まる。このような最低賃金の水準では、貧困の解消、労働者の生活の安定や向上を図る上で不十分であり、事業の公正な競争を確保することも困難である。

また、同年度における周辺府県の地域別最低賃金は、大阪府が1023円、京都府が968円、滋賀県が927円、三重県が933円となっており、いずれも900円ないし1000円を超過し、奈良県の地域別最低賃金を大幅に上回っている。あいかわらず奈良県と周辺府県との格差の問題は、解消されていない。

- 3 昨今の調査研究によれば、最低賃金を定めるにあたって重要な考慮要素とされている労働者の生計費に関し、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比較して住居費が比較的低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。このような指摘は奈良県にもあてはまり、東京都との格差もさることながら、周辺府県との格差を放置したままにしておけば、将来、有為な人材の流出にもつながりかねない。

2023年4月6日、中央最低賃金審議会は、これまで4段階で運用されてきたいわゆる目安について、これを3段階に改める方針を明らかにした。この方針も、実効性の如何については議論があるものの、地域間格差の是正を目的として

いることは間違いない。

- 4 さらに、昨年来、食料品を含めた物価の急激な上昇が続いている。2020年を基準とした場合でも、食料品全体で4.5ポイント、光熱・水道費にあつては16.3ポイントの上昇となっている(2023年1月20日総務省発表にかかる2020年基準消費者物価指数)。

労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、このような物価の上昇を労働者一人一人の賃金に反映させることが重要であることはいうまでもない。

- 5 ところで、最低賃金の引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与える。

中小企業の経営を長期的に支援し、従業員の雇用を保護していくためには、従前より使い勝手の悪さの指摘されてきた業務改善助成金制度を使いやすいものに改めることは勿論として、例えば、原材料価格等の上昇分を企業間の取引価格に正しく反映していく仕組みを整えたり、社会保険料の使用者負担分の減免といった思い切った中小企業向けの施策もワンセットで検討されなければならない。

また、最低賃金の引上げは、扶養控除の枠内で働くことを希望する労働者の実労働時間を減少させる面があり、人手不足に悩む中小企業にとって問題である。

この点については、税や社会保障制度の枠組全体の見直しに向けた検討が必要となる。

- 6 以上の通り、奈良県における最低賃金の引上げは急務である。本年度の場合、大阪府に加え、京都府においても地域別最低賃金が1000円を超える可能性がある。奈良県において、周辺府県との格差を少しでも是正するためにも、少なくとも950円を上回るような引上げがなされなければならない。

2023年(令和5年)5月16日

奈良弁護士会

会長 山口 宣 恭